

留意事項

(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分))

【支給対象者について】

- ① 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限ります。
- ② 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している者と同じ水準の収入の者等

【支給額について】

上記①～②の支給対象者に対して、対象となる児童1人当たり一律5万円を1回に限り支給します。

【申請先について】

申請時点で居住する住所地の市区町村へ申請してください。

【申請期限】

令和5年6月5日(月)～令和6年2月29日(木) ※必着

【申請方法】

- 記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、練馬区役所児童手当係へ郵送または窓口にご提出ください。
- 申請書を提出される際は、申請書様式記載の書類を添付してください。
 - ・ 申請者の方の本人確認書類の写し
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等)
 - ・ マイナンバー確認書類
 - ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
 - ※ 公金受取口座への振込を希望する場合は添付する必要はありません。
 - ・ 戸籍謄本または抄本
 - ※ 既に練馬区において、児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成のいずれかの認定を受けている場合は不要です。
 - ・ 簡易な収入(所得)見込額の申立書および収入(所得)を証明する書類
- ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載されています。)をご記入ください。
 - ※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ
『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際はつぎの内容をご指定ください。
【店名】〇〇〇(漢数字3桁)〇〇〇(読み方)
【店番】〇〇〇(数字3桁)【預金種目】〇〇預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇(数字7桁)』
 - ※ 「記号(5桁)、番号(8桁)」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。

- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。
- 窓口での現金の受取りは、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込みによる支給が困難な方が対象となります。

【練馬区からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、練馬区から問合せを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに練馬区の窓口または警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金（ひとり親世帯分）を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、練馬区が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた場合は、支給した給付金（ひとり親世帯分）の返還を求めます。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはいけません。
- ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

【制度概要等について】

こども家庭庁コールセンター（平日 9：00～18：00） 電話：0120-400-903

【申請方法等について】

練馬区こども家庭部子育て支援課児童手当係（平日 8：30～17：15） 電話：03-5984-1191 電話：03-5984-5824 FAX：03-5984-1220
